

ナンテールでの1カ月

—パリ第10大学との交換教員プログラム（1998年）—

白石裕子
(法律学科助教授)

パリ市の西端デファンスにあるステュディオ（キッチン付滞在型ホテルの1室）に着いたのは、数年来の大寒波に見舞われたヨーロッパで、厳寒が少休止していた11月25日の夕刻でした。かすかな雨がしずしずと降り、凍死者まで出たという報道がまるで虚報であったかのように感じられる、穏やかで懐かしい3年ぶりの冬のパリでした。

デファンスは、近代的な都市計画の下に造られた超モダンな街で、ガラス張りの高層ビルが聳え立ち、車はすべて地下に導かれ、静かで機能的な、そしてゴミ一つない清潔な新都心です。しかし、シックなパリの街並を見慣れた者にとって、その景観はあまりにも無機質的で味気無いものと言えましょう。ここに敢えて1カ月の住まいを定めたのは、ホテルの部屋からナンテールの大学まで30分とかからないという地の利以外に何の理由もありませんでした。

パリ市西の郊外のナンテールにあるパリ第10大学は、13あるパリ大学の1つで、その地名から通称ナンテールと呼ばれ、社会科学系分野を中心とする大学で、法律、経済、哲学、外国語、歴史などの学部があります。法学部は、圧倒的に女子学生が多く、約7対3の割合であり、ついでに教員の男女比はほぼ同数という、ちょっと羨ましい状況でした。広い敷地に建物が点在し、いかにも郊外型のキャンパスといった趣ですが、かなりのマンモス大学で、通常の講義は大教室に詰め込められた状況らしく、学生の不満もさることながら、負担の重さを嘆く教員の声も聞かれました。

1994年秋に実施された第1回目の交換教授プログラム（ナンテールからニコラ教授を迎え、大東からは越路教授が渡仏）に続き、トロペール教授と町井教授のご尽力のお陰で第2回目の交換プログラムが実現したわけです。今回は、ナンテールからアルノー・レイグロブレ教授が9月末から10月中旬まで大東に来てフランス法概説の講義をされ、私がナンテールで日本の会社法を話すことになりました。パリに行きたい一心で、この役目に威勢良く名乗りを上げた私ですが、フランス語の講義案作りには、精も根も尽き果て、完全に消耗しきって何度後悔したことか。準備万端というには程遠い状況ながら、何とか形ばか

りは整えて、ともかくパリに乗り込みました。

授業を始めるについて、大学の秘書課（本校の教務課に当たるところらしい）と連絡を取り、時間割を決めるわけですが、これがなかなか大変でした。私の授業は、3、4、5年生に担当されており、日本と異なり、パリ大学では、高学年に進むほど履修科目が増えるため、バッティングを避けるためにかなり変則的な時間割とならざるを得ないという説明があり、月曜と木曜の午後6時半からおよび土曜の午前10時からと、週に2回ないし3回ということになりました。あとで、ニコラ教授から聞いたことですが、この時間割編成は、バッティングの問題だけではなく、深刻な教室不足も原因の1つであろうということで、マンモス大学の抱える厳しい現実をも垣間見ることになりました。現に、私が、夜の8時半に授業終えて教室を出ると、廊下やロビーに続々と他の教室から吐き出されて来る学生達に出会いました。

第1回目の講義の日、通常は休日である土曜日（28日）の午前中、キャンパスは閑散としており、事務所は勿論閉まっています。レジメのコピーを取りたくてもコピーカードがないので無理。近くの学生に聞くと、事務所は平日の10時から4時までで、しかも、昼休みを2時間も取るという（少しは誇張かも知れませんが）貴族のようなお仕事ぶりとか。ともかく、この日はコピーを諦めて教室へ行きました。土曜日のこんな時間帯に、しかも日本の法律を学びたいなどという奇特な学生がいるのかしらと、かなりの不安を抱えて指定された教室へ入りました。10人の学生がいました。彼らは大変真面目で、フランス法の知識も豊富で、しかも実に気持ちの良い人達でした。私の下手なフランス語に熱心に耳を傾け、かつ、一言も漏らさずノートを取り続けてくれ、私はすっかり感激してしまいました。後から聞いたことですが、彼らのほとんど全員が、弁護士試験を目指して猛勉強中でした。

月曜日（30日）の午前中に秘書課のマダムと連絡を取り、コピーカードと教員控室のドアのコード番号（控室をオートロックする必要があるのか、ちょっと疑問ですが）を守衛室に届けておいてもらい、コピーに関する問題はおおむね解決しましたが、すべてがこれでめでたしめでたしというわけではありません。教員控室のコピー機は、大変性能は良いのですが、しょっちゅう紙切れになるのです。本学のように予備の用紙が回りに山積みになってるなんて幸せなことはなく、事務所に取りに行かなければならないのですが、前述の通り、私の授業時間帯には事務所は開いていません。そばにいる他の教授から教えてもらって、別のフロアの学生読書室内のコピー機を使ったり、1階ロビーにある学生専用のかかなりくたびれたコピー機を使ったりと、その度にあっちにウロウロ、こっちにウロウロ。カードが共通で、学内どこでも使えたことをもって良しとすべきでしょうか。

学生達は、次々に多くの、しかも的確な質問をしました。簡単なものには私が自力で答えられますが、フランス語にあまり自信がないので、質疑応答のために通訳を伴いました。この人はパリで生まれ育ち、現在もパリ在住で、通訳になるための勉強をしている日本人の女子学生という願ってもない人材でした。彼女がいることで、同年代の学生達は気軽に、そして若者独特の早口のフランス語で矢継ぎ早に質問を繰り返して来ました。私の拙いフランス語で無理してやっていたら、到底これ程多くの質問は出なかったと思われます。また、小人数であったことも質問しやすい雰囲気を作り出していたのだと思います。この状況を話したとき、ニコラ教授やトロペール教授は、目を丸くして驚いていました。フランスの大学でも、大講義となるとなかなか質問は出ないと、レイグロブレ教授も嘆いていたのを思い出します。

学生達の質問のなかで、印象に残っているものをいくつか挙げてみたいと思います。まず、第1回目の講義のとき、最初に日本法概説を述べたのですが、日本で最初の成文法は604年の十七条の憲法であると言った途端、すっと手が挙がり、「紀元前ですか、紀元後ですか」との質問。私は、正直言って虚を突かれた思いでした。紀元前の日本には、成文法どころか文字さえなかったわけで、そんなことは言うまでもないことだと思っていたからです。しかし、ローマ法の流れを受け継いでいる彼らにしてみれば、紀元前に成文法が存在していたかもしれないという考えは、ごく自然の発想であったわけです。私は、「残念ながら、紀元前のわが国には文字すらなかったのです」と答えますと、今度は彼らが大いに驚き、「日本は、中国同様、数千年前にすでに高度の文明の栄えた国かと思っていた」と言うのです。誠にありがたい誤解ながら、「日本って、結構新しい国なんだ」と、ちょっとり落ち込みました。

株式会社の設立について説明しているとき、「定款の絶対的記載事項に会社の存続期間が含まれていないが、日本では会社は永久に続く存在と理解しているのか」という質問。これは、予想された質問でした。なぜなら、フランスでは会社の存続期間を99年を超えない範囲で定款に記載しなければならないことになってるからです。もちろん、その時が到来したときには、株主総会は、さらに99年を超えない範囲でその期間の延長を決議することができるのですが、常に会社の生命を限りあるものと考えているのです。そこで、私は、日本でも存続期間を定めることはできるが義務ではないこと、従って、これを定める会社はほとんどないこと、そして、日本人は、質問にある通り、一般的に会社は永久に存続するものと理解していると説明したうえで、フランス人は、会社の存続期間を最大限で人間の寿命と重ねて理解しているのだろうか、こちらから質問してみたところ、彼らの答えは、「ウィ」でした。人間が作り出した法人格の寿命を、人間のそれを超えないところに

設定するという、フランス人の一つの基本理念を見た思いがしました。

無能力者の話をしているときに、未成年者も法定代理人によって営業を許可されれば、その営業の範囲内では成年者として扱われると話しますと、全員が納得できない様子。未成年者が単独で営業活動をする権利を認められるなんて、無茶だと言うのです。それでも、日本ではそうなんだと解ってもらいましたが、やはり納得してはいないようでした。もっとも、フランスでは成人年齢が18歳なので、わが国とは多少印象が異なるのかもしれませんが。

日本の裁判制度を解説したときに、その単純さと理解のしやすさに、“ブラボー”の声が上がりました。フランスでは、裁判所の組織自体が複雑なうえ、各種の例外裁判所（商事裁判所、労働裁判所など）が存在し、さらに職業裁判官以外の裁判官（例えば商事裁判所の場合、裁判官は商人の中から選任される）が存在するなど、実にややこしいのです。学生の一人が、「フランスでは判例の統一は、実際問題として非常に困難であるが、日本では簡単なことだろう」と羨ましがっていました。ニコラ教授とその友人のルーカス・ド・レイサク教授（刑法）と3人で食事をした帰りに、近代的な大建造物の商事裁判所の前を通ったときに、彼女が「あれこそがフランスの裁判所における諸悪の根源だ」と言い放ったことが忘れられません。「専門の裁判官でもない者が勝手なことを言って」と憤慨しているのです。詳しい話しを聞く暇はなかったのですが、何か不愉快な経験をしたのかもしれない。

そのほか、日本では死刑の制度が存置しており、しかもいまだに現実の執行が行われていることに、学生達は衝撃を受けていました。絞首刑という手段にも違和感を覚えたようでした。そこで、私は、日本では、無期懲役が実際にはかなり短期の有期刑という結果に終わること、附帯私訴の制度がなく、被害者（遺族）の保護が十分ではないことなどの理由から、死刑の廃止には踏み切れないことを説明しておきましたが、納得してもらえたという自信はありません（一応、ダコー（了解）とは言ってくれましたが）。

最後の授業が終わって、ニコラ教授は、ナンテール近郊のセーヌ河畔の素敵な住宅街や旧市街へドライブに連れて行って下さったのですが、そのとき、私が来て講義することをあらかじめ知っていたら、学生達にアナウンスしておいて、もう少し多くの受講生に聞かせることができたのにと残念がっていました。私は、たとえ10人でも、彼らは優秀な学生達だったので十分に満足していると言ったのですが、彼女は、ナンテールにはもっとたくさんの優秀な学生達がいるのに、とさらに残念そう。本学の教授会に該当するようなものが1カ月に1度くらい開催されているようですが、交換教授のことは議題に上らず、彼女は、私が直接に電話をかけて初めて知ったということでした。私の講義については、学生

用の掲示板にひっそりと掲示が出ているのを見ましたが、あれだけで10人の学生が来てくれたかと思うとうれしくなります。しかし、今後は、あらかじめニコラ教授かレイグロブレ教授に連絡しておいて、きちんとアナウンスしておいてもらうほうが良いのかもしれない。

ところで、フランス人の教授たちと食事をしたりして気付いたのですが、彼らはお互いにプレノン（ファーストネーム）で呼び合います。多分、アメリカやその他のヨーロッパの国々でも同じでしょうが、これが結構親しみがこもっていて素敵でした。特にフランス人の場合は、連発するのです。文の最後に、いちいちこれを付け加えます。そのため、ニコラ教授とレイサック教授との会話は実に忙しいものになります。なぜなら、2人とも2つの名前をくっつけた名前を持っているのですから。「そう思うわ、マリー・フランス」「ああ、マリー・ポール、その通りよ」と、ただでさえにぎやかなフランス人の会話は、こうしてますますにぎやかになるのです。ところで、これを日本でやったらどうなるでしょうか。法学研究所の所長に向かって、「おはよう、ススム。今日は良い天気ですね、ススム」。やっぱり変ですね。